

# 湯梨浜町の支援

## 1 担い手ステップアップ支援事業

湯梨浜町では、担い手農家（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織）とともに担い手候補者になり得る中規模農家等に対して支援します。

【対象となる担い手】 .....

- ① 認定農業者  
意欲と能力のある農業者で、5年後の経営目標の達成に向けた計画書を作成し、法律に基づいて町の認定を受けた人  
【目標農業所得】概ね380万円
- ② 認定新規就農者  
新たに農業を始めようとする18歳から45歳までの人や、特定の知識・技術を持つ65歳未満の人で、営農開始から5年後の経営目標の達成に向けた計画書を作成し、法律に基づいて町の認定を受けた人  
【目標農業所得】概ね300万円
- ③ 準認定農業者  
5年後の経営目標を認定農業者の7割の水準に設定している農業者で、町が独自に認定した人  
【目標農業所得】概ね270万円
- ④ 準認定新規就農者  
5年後の経営目標を認定新規就農者の7割の水準に設定している45歳以上65歳未満の人で、町が独自に認定した人  
【目標農業所得】概ね210万円
- ⑤ 集落営農組織  
規約があり、複数人で組織された、共同販売経理を行っている営農団体。

支援メニュー	内容	補助率 (補助上限額)	対象者
(1) 就農奨励金	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に対し支援。(1回限り)	定額30万円	④
(2) 新規就農者住宅家賃補助	町外から転入する対象者が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を最大1年間助成。	1/2以内 (2万円/月)	②、④
(3) 中古農業機械の導入補助	中古機械の導入に要する費用(30万円以上)の一部を助成。	1/3以内 (①②50万円、 ③④30万円)	①～④
(4) 農業機械修理補助	農業機械の修理に要する経費(15万円以上)の一部を助成。	1/3以内 (①～④25万円、 ⑤30万円)	①～⑤

## 2 農地の確保をお手伝いします

馴染みのない地域で農地を探すことは簡単なことではありません。また、農地を買ったり、借りたりする場合、農業委員会の許可が必要です。  
湯梨浜町農業委員会では、農地の確保に向けたお手伝いをしますので、条件にあう農地と一緒に探しましょう！



### 農地中間管理事業を活用しましょう！

担い手農家が地域の農地を集積・集約化する場合、農地中間管理事業が活用できます。農地中間管理事業を活用すると、農地の出し手に対しては協力金として、農地の借り手に対しては手続きの簡素化や農地集積などのメリットがあります。  
※詳しくは、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。

## 3 その他の支援策

- 移住定住者住宅支援事業補助金  
住宅を整備する移住定住者、若者夫婦、子育て世代、三世同居を支援します。(担当：みらい創造室)
- 移住者運転免許取得支援補助金  
県外からの移住者が自動車運転免許を取得した場合、取得費用の一部を補助します。(担当：みらい創造室)
- 狩猟免許取得助成事業  
湯梨浜町在住者が狩猟免許の取得、更新及び狩猟者登録に必要な経費を助成します。

### 湯梨浜町役場問合せ先

〒682-0723  
鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1  
(産業振興課) TEL 0858-35-5384  
FAX 0858-35-5376  
E-mail ysangyo@yurihama.jp  
(農業委員会) TEL 0858-35-5389  
FAX 0858-35-5376  
(みらい創造室) TEL 0858-35-5313  
FAX 0858-35-3697

# 湯梨浜町で

# 農業をしよう！

東郷湖を望む梨畑



章姫 (イチゴ)

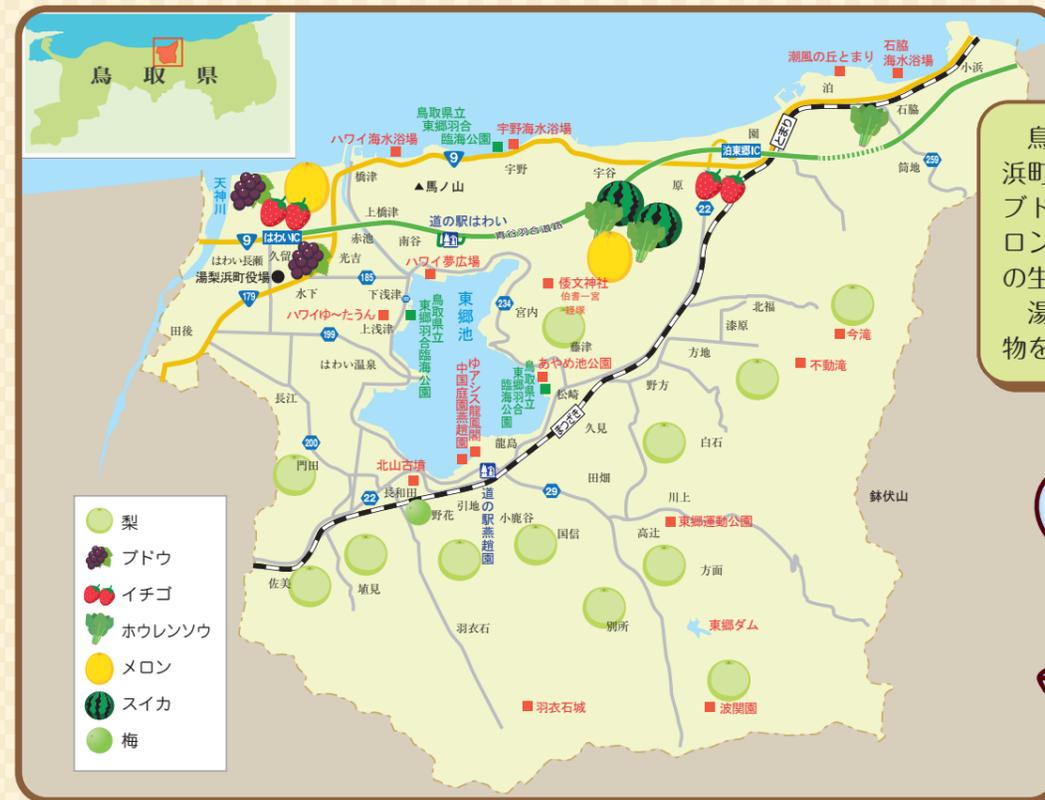
三十世紀梨

ピオーネ (ブドウ)

クレオパトラ (メロン)

スイカ

野花豊後 (梅)



鳥取県の中央に位置する湯梨浜町では、稲作を中心に果樹(梨、ブドウ)、園芸作物(イチゴ、メロン、スイカ、ホウレンソウ等)の生産に力を入れています。  
湯梨浜町で全国に誇れる特産物を作りませんか。



# 1 就農までの流れ・支援

農業を始めるためには、情報を集め、しっかり準備することが大切です。



- 1 就農相談**
- 役場窓口
  - 就農相談会等

**1 まずは役場窓口や就農相談会等で相談しましょう。**

地域の様子・特産物、就農に向けた支援体制、新規就農の状況等について情報を収集し、自分の目指す農業を考える参考にしましょう。

- 2 体験研修**
- 就農体験
  - 農家等視察

**2 農業・農村を体験し、将来をイメージしましょう。**

体験研修	内 容
①就農体験研修	栽培、畜産の農作業体験。
②農業視察研修	農家、農業生産法人の視察。(日帰り、1泊2日)
③農家視察訪問研修	先進農家等の視察訪問、農作業体験、個別相談等。

※①は鳥取県立農業大学校、②③は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施します。

- 3 実践研修**
- 技術等の習得
  - 就農計画作成
  - 就農準備

**3 農業に必要な技能・知識・ノウハウを身に付け、就農準備をしましょう。**

実践研修	内 容
①アグリチャレンジ研修	鳥取県立農業大学校において、公共職業訓練として、農業の基礎知識、実践に活かせる基本技能を習得。
②先進農家実践研修	自営就農をめざす者が、1年間指導農家のもとで実践農業技術、経営ノウハウを習得。(農業の基礎知識・基本技術を習得している者を対象)
③スキルアップ研修	主として農業後継者が、就農品目について、一連の管理作業を自力で行う「模擬経営」を体験。
④鳥取へJU! アグリスタート研修事業	集合研修により、経営者としての心構え、農村での暮らし、農業の基礎等必須事項を習得し、実務研修により、研修指導農家での実践農業技術、経営ノウハウを習得。

※①は鳥取県産業人材育成センター、②③は鳥取県立農業大学校、④は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施します。

- 4 就 農**
- 自営就農
  - 法人へ就職

**4 いよいよ就農。就農に向けて補助事業が活用できます。**

就農支援事業	支 援 内 容
青年就農給付金(経営開始型)【国】	将来の担い手として「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者に対し、就農直後の所得確保を支援。 〔交付額〕年間最大150万円(最大5年間)
就農応援交付金【県】	就農初期に係る運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付。 (青年就農給付金受給者は除く) 〔交付額〕1年目10万円/月、2年目6.5万円/月、3年目4万円/月
就農条件整備事業【県】	認定新規就農者自ら就農時及び就農から5年以内に必要の機械・施設を整備する場合等に助成。 〔補助率〕1/2(5年間の事業費上限1,200万円)
就農・くらしアドバイザー設置事業【県】	1ターナー者等の新規就農者への、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として就農・くらしアドバイザーを設置。

※事業の詳細については、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。

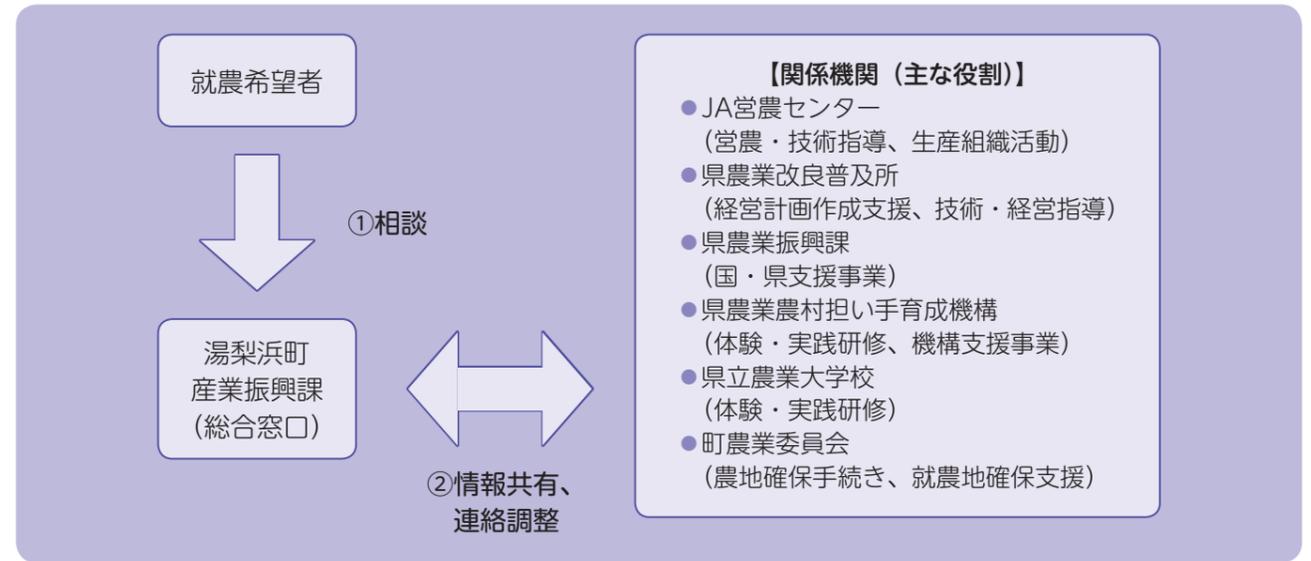
- 5 経営安定**

# 2 就農に向けた支援体制

①就農を希望される方は、湯梨浜町産業振興課へご相談ください。

※より具体的な話を聞きたい場合、町が関係機関と調整し、打合せの機会を設けます。

②就農に向けた体験研修、実践研修、就農準備は関係機関が協力・連携して進めます。



# 3 就農後の支援事業

就農時、就農後の経営の拡大・発展に活用できる事業の一部を紹介します。

種 類	内 容
担い手確保・経営強化支援事業【国】	地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の認定等を受けた者が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。
がんばる農家プラン事業【県】	農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン達成のために行う取組経費の一部を助成。
とっとり農(あぐり)ビジネス研修【県】	意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援。
鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業【県】	JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。

**【就農支援関係機関問合せ先】**

- 鳥取県立農業大学校  
〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居1238 [TEL] 0858-45-2411 [FAX] 0858-45-2412
- (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(鳥取本部)  
〒680-0011 鳥取市東町1丁目271(鳥取県庁第二庁舎) [TEL] 0857-26-8349 [FAX] 0857-29-4867
- 鳥取県産業人材育成センター倉吉校  
〒682-0018 倉吉市福庭町2丁目1番地 [TEL] 0858-26-2247 [FAX] 0858-26-2248

支援事業の内容は変更になることがありますので、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。